

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

中部（富山）国民年金 事案 3737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から58年3月まで

私は、昭和59年4月頃にA市役所で国民年金加入手続を行った。その際、同市役所の担当者との話し合いで、遡って国民年金保険料を納付すると金額が大きいので、保険料を納付するのは同年4月分からでよいと言われた。しかし、1、2か月後の同年5月又は同年6月頃にB社会保険事務所（当時）から同年3月以前の納付書が送られてきたので、同社会保険事務所へ電話をし、事情を説明したが、遡って納付するように強く言われ、母親からお金を借り、同社会保険事務所の窓口で一括納付した。具体的な保険料額及び納付対象期間までは覚えていないが、自分としては20歳（55年*月）から59年3月までの保険料を遡って一括納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月頃にA市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、申立人が20歳に到達した55年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立人が主張する時期（59年5月又は同年6月頃）において、申立期間のうち、57年4月から58年3月までの国民年金保険料については過年度保険料として納付することが可能であった。

また、申立人は、昭和59年5月又は同年6月頃、B社会保険事務所の窓口で、国民年金保険料を遡って一括納付したとしているところ、申立期間直後の

58年4月から59年3月までの保険料は、申立人の主張どおり、過年度保険料として一括納付されていることがA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、当時、申立人は保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえるほか、申立期間のうち、57年4月から58年3月までの保険料は、同年4月から59年3月までの保険料と同様に過年度保険料として納付することが可能であったことから、申立期間のうち、57年4月から58年3月までの保険料を、同社会保険事務所の窓口で同様に納付したと考えても不自然ではない。

一方、上述の申立人が主張する時期（昭和59年5月又は同年6月頃）を基準とすると、申立期間のうち、55年9月から57年3月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していることから、B社会保険事務所の窓口で納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和55年9月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月から12年9月まで、13年3月及び同年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年3月から12年9月までは59万円、13年3月及び同年4月は62万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成12年10月から13年2月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から13年4月まで

申立期間の標準報酬月額が、A社の給料から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年3月から12年9月まで、13年3月及び同年4月について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（11年3月から12年9月までは59万円、13年3月及び同年4月は62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から13年2月までについて、上記給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、62万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、59万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

また、申立人は、雇用保険に加入しており、A社の商業登記簿謄本にも氏名は記載されていないことから、申立期間当時、同社の役員でなかったことが確認できるが、同社の現在の事業主は、「標準報酬月額を15万円に下げるとは、社員全員が知っていた。申立人は専務取締役として勤務していたため、経営にも関与できる立場だったと思う。」と回答している。しかし、申立人は、「専務取締役というのは肩書だけで、業務内容はB職だった。会社の経営が苦しいから標準報酬月額を下げたいと事業主の妻と会社の税理士から相談があり、辛い時はお互い様だと思ひ了承したが、高い保険料を会社が控除して、低い保険料を国に納めることまでは知らなかった。また、具体的にいつからどのくらい下げるかも知らなかった。当時は、給料支払明細書を確認していなかったため、厚生年金保険料がいくら控除されていたかも知らなかった。」と主張しており、当時の事務担当者も、「社会保険の届出については当時の事業主の妻が行っていた。申立人の仕事はB職であり、会社の経営や社会保険事務には関与していなかったため、標準報酬月額を15万円に下げる決定には関与していなかったと思う。標準報酬月額を下げるという話は、当時の事業主の妻から聞いた。説明というよりは決定したという伝達だった。」と証言していることから、申立人は、特例法第1条1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所へ変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはない。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年8月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の被保険者資格の喪失日は26年2月6日であったと認められることから、申立人のA社B工場における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月25日から26年2月6日まで

申立期間当時、A社B工場に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和25年8月25日と記載されているものの、資格喪失日が記載されていないため、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録となっていることが確認できる。

また、雇用保険の記録、申立人の親族から提出された工場新聞及び上記被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日が記載されていない同僚が確認できるところ、日本年金機構は、「A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿における申立人及び同僚の資格喪失日が記載されていない理由については不明である。」と回答しており、申立期間当時、社会保険出張所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われて

いなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和25年8月25日として社会保険出張所に届け出たことが認められ、かつ、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を26年2月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

中部（三重）厚生年金 事案 8550

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成21年8月6日及び22年8月6日は10万4,000円、23年12月15日は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月
② 平成22年8月
③ 平成23年12月

申立期間①、②及び③について、賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び給料明細票（以下「賞与明細書等」という。）並びにA事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、13万4,000円から21万3,000円までの標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、10万4,000円から17万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②は10万4,000

円、申立期間③は17万円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、A事業所の回答から、申立期間①は平成21年8月6日、申立期間②は22年8月6日、申立期間③は23年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く、不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3738

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から62年3月まで

私は、20歳（昭和58年*月）の頃は短大生だったので、父親が国民年金の加入手続を行い、短大を卒業した59年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。卒業後の同年4月からは、家業を手伝いながら別にアルバイトもしており、父親から、「年金は将来自分を受け取るものなので、保険料は自分で納付するようにしなさい。」と言われ、私が、2か月ごとに金融機関で保険料を納付していた。納付期限までに保険料を納付できないときもあったが、その際は遡って納付できるとの書類が届いた覚えもあり、時効になるまでには保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す領収書は無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間のうち、昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、加入手続及び当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻（昭和62年3月）後の63年7月頃にA市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、58年*月*日（20歳到達日）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時に

において国民年金に未加入であり、父親及び申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立期間については、i) 上述の加入手続時期（昭和63年7月頃）を基準とすると、申立期間のうち、58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していること、ii) 同年4月から62年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年度の保険料は、平成元年4月、同年7月及び同年10月に過年度保険料として納付されていることが確認でき、これらの納付された時期のうち、最も早い同年4月の時点において、昭和61年4月から同年12月までの保険料についても既に時効が成立していること、iii) 申立人は、保険料を時効までには納付していたとしているものの、その納付時期等に関する記憶が明確ではなく、保険料の納付状況の詳細は不明であることを考え合わせると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3739（愛知国民年金事案 933 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの期間、5年4月、同年5月及び6年7月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年3月まで
② 平成5年4月及び同年5月
③ 平成6年7月から9年3月まで

私は、平成11年*月に夫が死亡する前に、夫の姉から50数万円を借りて、申立期間である私の申請免除期間の国民年金保険料を追納した。その後、夫の死亡共済金で同じ申請免除期間の保険料を追納した。このため、二重に追納した保険料を還付してほしいとして申立てをしたが、21年1月9日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、少し思い出したことがあったので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によれば、平成11年4月30日に申立期間を含む申請免除期間の追納申込みがされており、これら期間のうち、2年7月から同年11月までの追納加算保険料(以下「保険料」という。)は、11年8月から12年1月までの間に5回に分けて追納され、申立期間の保険料は、12年3月30日に一括で追納されていることが確認でき、申立人は、この一括で追納した申立期間の保険料を夫の死亡(11年*月*日)前にも追納し、再度、12年3月30日に追納したと主張しているが、重複して追納した経緯について合理的な説明は得られず、不自然であること、ii) 保険料の追納は、先に経過した月の分から順次行うものとされているが、申立人は2年11月の保険料を12年1月に追納しており、2年11月より後である申立期間の保険料の追納を12年1月の前である11年*月以前に行うことは、制度上考え難いこと、iii) 申立人は、申立期間の保険料の追納を2回行っ

たと主張しているものの、追納した申請免除期間及び保険料追納時期に関する記憶は無いことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく21年1月9日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、申請免除期間について追納をする際に、納付書を作成してもらい、4回前後で保険料を追納したことを思い出したとしている。しかし、申立人は、保険料を追納したとする期間及び時期に関する記憶は明確ではないところ、オンライン記録では、上述のとおり、申立期間直前の保険料については5回にわたり追納されていることが確認できることから、申立人が記憶する保険料の追納は、当該申立期間直前の追納に関するものである可能性も否定できない。

また、申立人は、年金事務所には年金記録がマイクロフィルムで保管されているらしく、それを見れば保険料を追納したことが分かるので見てほしいとしているところ、これは、マイクロフィルム化された国民年金被保険者台帳のことを申立人が指しているものと考えられる。しかし、国民年金被保険者台帳については、オンライン記録による年金記録の管理が行われる前に使用されていた台帳であり、申立人が申立期間の保険料を追納したとする時期においては、既に使用されておらず、保管されている申立人の同台帳を確認しても、申立期間の保険料が重複して追納されていたことはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納したとする時期は、基礎年金番号制度（平成9年1月）導入後であり、追納に係る納付書については、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等が進み、既に追納された期間に係るものが誤って重複して作成されていたとは考え難く、追納された保険料についても、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていることから、申立人が複数回にわたり申立期間の保険料を追納していたにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難い。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月、60年1月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月及び60年1月
② 昭和60年12月

私は、昭和60年12月に会社を退職する際、事務担当者から「厚生年金保険が切れますから、次の会社が決まるまでは国民年金でつないでください。」という助言を受けたので、61年1月頃、A市役所か同市B地区にあった年金関係の支所のような所に向いた。その際、当時の状況説明と、前に国民年金に加入していなかった期間の国民年金保険料も納付する旨を伝え、国民年金の加入手続を行った。昔のことなので詳細は覚えていないが、加入手続時と再就職先が決まった頃の2回、役所でまとめて保険料を納付していると思う。未納期間ができないように入手続を行い、全ての期間の保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月頃に国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況及び国民年金保険料納付状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。申立期間①及び②については、この加入手続の際に、本来であれば、厚生年金保険被保険者資格の喪失により、国民年金の強制加入被保険者となる期間であったものと考えられる。しかし、オンライン記録、申立人が所持する年金手帳及びA市の年金資格内容（異動履歴）によると、申立人については、国民年金被保険者資格を、申立期間②直後の61年1月1日に取得したとされている。このため、申立人は、申立期間①及

び②において国民年金に未加入であり、未加入期間については、国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難く、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、前述の申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和61年1月以降については、同年5月1日に同年4月の国民年金保険料が現年度保険料として納付され、同年7月9日に同年1月から同年3月までの保険料が過年度保険料として遡って納付されていることから、申立人の主張のとおり、2回保険料を納付していることは確認できるものの、申立期間①及び②については、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付記録において、保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 12 月までの期間、63 年 6 月、同年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 63 年 6 月
③ 昭和 63 年 9 月及び同年 10 月

私は、詳しいことはよく覚えていないが、会社を退職する都度、A 市役所 B 事務所で国民年金加入手続を行い、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の聴取において、国民年金加入手続を行った場所として、申立期間当時には存在していなかった A 市役所の 3 か所の支所の名前を挙げており、国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶も明確ではないことから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況及び申立人が所持する年金手帳の記載によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の平成 4 年 1 月頃に払い出されたものと推認され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続を契機として、申立期間を遡って国民年金被保険者期間とする資格の取得及び喪失、並びに直近の厚生年金保険被保険者資格喪失日（3 年 7 月 21 日）に国民年金被保険者資格を取得する一連の事務処理が 4 年 2 月に行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年

金に未加入であり、申立人に対して現年度保険料に係る納付書が発行されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、前述の国民年金の加入手続時点（平成4年1月頃）において、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人に対して過年度保険料に係る納付書は発行されず、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間当時の居住地であるA市及びその後の居住地であるB町の国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（岐阜）国民年金 事案 3742

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父親が行い、国民年金保険料も納付してくれていた。父親は亡くなっているので、どのように保険料を納付してくれていたのか分からないが、生真面目な性格だった父親が私の加入手続を行って、申立期間の保険料を納付していなかったということは考えられない。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びA市の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年2月又は同年3月頃に同市B区において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、53年4月1日（厚生年金保険被保険者期間が判明したため、平成26年4月3日付けで昭和53年4月15日に訂正）を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期（56年2月又は同年3月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、父親は国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、上述の加入手続時期（昭和56年2月又は同年3月頃）において、申立期間のうち、53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、

既に2年の時効が成立していたことから、父親は保険料を納付することはできなかったものとみられるほか、54年1月から55年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、前述のとおり、保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっているため、具体的な納付時期、納付金額及び納付方法については不明であり、申立人の主張をもって、当該期間に係る保険料が遡って納付されたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間当時に居住していたA市において、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらず、申立期間後に転居したC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間に当たる昭和53年度及び54年度の摘要欄には未納と記載されており、これらは、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とも符合し、不自然な点はうかがえない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8546（愛知厚生年金事案 808、3732 及び中部（愛知）厚生年金事案 8248 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月16日から同年10月1日まで
② 昭和29年6月12日から同年11月まで
③ 昭和55年3月から57年12月まで

私は、申立期間①にA事業所、申立期間②にB社、申立期間③にC社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、昭和27年2月15日から同年9月30日までD事業所に勤務していたと主張していたところ、当該期間において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同事業所は既に事業を行っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を得ることができないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「A事業所に勤務し、E業務をしていた。」と主張し、申立期間の始期を昭和27年2月16日に、申立事業所をA事業所に変更した上で、再度申立てを行っている。

しかし、申立人は、勤務していたと主張するA事業所の所在地、正確な事業所名、事業主名を記憶していないことから、事業所を特定することができず、同事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったこと、及び申立人が同事業所に勤務していたことが確認できないことから、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間②に係る申立てについては、申立人は、B社に勤務していたと主張していたところ、同社は既に解散している上、当時の事業主は他界しており、複数の同僚の証言からも、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが確認できないことに加えて、オンライン記録により、当該期間のうち、昭和29年6月27日から同年11月までにおいて、同社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことなどから、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成26年1月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「B社で一緒に勤務していた同僚を思い出した。昭和29年11月頃に一緒に辞めた。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している当該同僚の氏名は確認できず、申立人の主張を裏付ける証言は得られないことから、年金記録確認中部地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間③に係る申立てについては、申立人は、「昭和54年4月から60年1月までの期間のうち、2、3年間について、C社又はF社に勤務していた。」と主張していたところ、C社については、当該期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらないことなどから、F社（申立当時は、G社）については、同社から提出された「ザッキュウシハライリスト（給与明細書）」により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間③に係る2回目の申立てについては、「H社に勤務していた。」と主張し、申立期間を昭和54年4月から57年4月までに、申立事業所をH社に変更した上で、再度申立てを行っているものの、同社は当該期間に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、及び元事業主は厚生年金保険料を控除していなかった旨回答していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成22年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間③に係る3回目の申立てについては、「I社から派遣されて、F社に勤務していた。」と主張し、申立期間を昭和54年4月から60年1月までに、申立事業所をF社に変更した上で、再度申立てを行っているものの、申立人から新たな資料の提出は無く、1回目の調査において、同社が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが判明していることなどから、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成26年1月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「C社では、同僚が勤務を証明してくれてい

る。確かに勤務していたので、被保険者として認めてほしい。」と主張し、申立期間を昭和 55 年 3 月から 57 年 12 月までに、申立事業所を C 社に変更し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から新たな資料の提出は無い上、C 社に確認したところ、「申立期間当時の加入員標準給与決定通知書及び被保険者標準報酬改定通知書を確認したところ、申立人の名前は確認できなかったので、申立人は正規の社員ではなかったと思われ、保険料は控除していなかった。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できず、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社及び同社の関連会社であるB社（現在は、C社）にD職として継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、A社からB社に転籍した際の申立期間の記録が無い。勤務場所、雇用形態等にも変更が無く、継続して働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人と同様にA社において平成3年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社において同年11月1日に被保険者資格を取得している申立人と同職種の同僚から提出された源泉徴収票及びC社が「申立人を同年11月1日にA社からB社に受け入れた。」と回答していることから判断して、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、i) 上記の同僚は、「A社からB社への異動の際、社名が変更されることに伴い、申立期間は健康保険が使えなくなり、厚生年金保険の記録が空くと聞いた。申立期間は、国民健康保険及び国民年金の手続をし、当該保険料を納付した。」と証言していること、ii) オンライン記録によると、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い複数の同僚が、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことが確認できること、iii) 上記の同僚から提出された平成3年10月の給与明細書によると、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できること、iv) 上記の源泉徴収票に記されているA社における社会保険料の金額は、当該同僚から提出された給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇

用保険料の合計額とおおむね符合することから、申立人についても当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

また、A社は平成10年11月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「A社は破産しており、資料は一切残存しないため、申立人の勤務実態、保険料控除等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社は、「申立人を平成3年11月1日に受け入れてから適正な社会保険料を徴収した。申立期間において、不明な点があるならば、A社の申立人への退職時の説明と申立人の理解の相違ではないか。」と回答している上、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 10 日から 6 年 1 月 17 日まで

私は、平成 3 年 12 月 3 日に A 社を退職後、平成 4 年 1 月 10 日に B 事業所に入社し、C 社に派遣され、D 社 E 工場内で働き、B 事業所から給与の支給を受けた。

しかし、B 事業所での厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成 6 年 1 月 17 日と記録されているが、4 年 1 月 10 日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B 事業所の従業員として D 社 E 工場内の C 社の出張所で働いていたと主張しているが、B 事業所は、平成 7 年 4 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の元事業主は特定できず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立期間に B 事業所において厚生年金保険被保険者記録がある 3 人の同僚に照会し、一人から回答を得たが、当該同僚は「D 社 E 工場内で勤務していたが、申立人を覚えていない。」と証言している。

さらに、B 事業所に F 業務を委託していた C 社の事務担当者は、「申立人が当社に入社した平成 8 年 8 月 1 日より前の期間については、当社は B 事業所に外注費用を毎月支払っており、申立人は同事業所から給与が支払われていたはずである。また、申立人がいつから同事業所の従業員として D 社 E 工場内に勤務していたかは不明である。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社及び同社の関連会社であるB社（現在は、C社）にD職として継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、A社からB社に転籍した際の申立期間の記録が無い。勤務場所、雇用形態等にも変更が無く、継続して働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言、申立人と同様にA社において平成3年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社において同年11月1日に被保険者資格を取得している申立人と同職種の同僚から提出された源泉徴収票及びC社が「申立人を同年11月1日にA社からB社に受け入れた。」と回答していることから判断して、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、i) 上記の同僚は、「A社からB社への異動の際、社名が変更されることに伴い、申立期間は健康保険が使えなくなり、厚生年金保険の記録が空くと聞いた。申立期間は、国民健康保険及び国民年金の手続きをし、当該保険料を納付した。」と証言していること、ii) オンライン記録によると、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い複数の同僚が、当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことが確認できること、iii) 上記の同僚から提出された平成3年10月の給与明細書によると、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できること、iv) 上記の源泉徴収票に記されているA社における社会保険料の金額は、当該同僚から提出された給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇

用保険料の合計額とおおむね符合することから、申立人についても当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

また、A社は平成10年11月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「A社は破産しており、資料は一切残存しないため、申立人の勤務実態、保険料控除等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社は、「申立人を平成3年11月1日に受け入れてから適正な社会保険料を徴収した。申立期間において、不明な点があるならば、A社の申立人への退職時の説明と申立人の理解の相違ではないか。」と回答している上、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8554

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年2月1日まで

私は、申立期間において米軍の施設で仕事をしていた。所属の部隊が移動する時にそのまま部隊について行ったので、空白期間は無いはずである。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、B事業所）又はC事業所に継続して勤務したと主張しているところ、申立人は、「部隊が移動時に辞めないでほしいと言われ、一緒について行っているので空白期間は無いはずである。」と主張していること及び当時の給与額、勤務した部隊の場所、部隊が移動した時の経緯、同僚の仕事内容等を詳細に記憶しており、その主張は具体的であることから、申立期間において、申立人がA事業所又はC事業所に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかし、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）によると、連合軍要員のうち、クラブ、PX、ホテル、劇場、宿舎等の非軍事的業務に使用される者は、同年7月1日以降においては雇用関係の切替えによって、政府の直備^{ちよくよう} 使用人としての身分を喪失し、同日以降、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされており、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できる多数の者が同日に資格喪失していることから、申立人についても当該通知に基づき、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなったものと考えられる。

また、C事業所について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同

事業所は昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「任」の記載が確認でき、申立人は、同事業所の任意による新規適用時に同事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する同僚を含め、申立人と同様に A 事業所から C 事業所へ異動している者の記録を確認したところ、申立期間において、継続して厚生年金保険の被保険者期間となっている者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月頃から同年9月頃まで

私は、昭和26年5月から同年9月までと、27年5月頃から同年9月頃までの2回、A船に乗っていたが、2回目の乗船期間である申立期間について船員保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A船の船舶所有者B氏に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該船舶所有者は、申立期間の始期の約1か月ないし2か月後の昭和27年6月29日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっていることが確認できる上、当該船舶所有者の連絡先は不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間のうち、B氏が船員保険の適用船舶所有者であった期間において、被保険者名簿により被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先の分かる者に照会したが、申立人が申立期間においてA船で勤務していたという証言は得られない。

さらに、申立人は、「A船の1回目の乗船時に一緒に乗っていた船長、チャーター主及び同僚4人と、申立期間も一緒に同船に乗った。」と主張しているところ、申立人が氏名を挙げたこれら6人は、被保険者名簿によれば、申立人と同様に昭和26年5月1日から同年9月27日までにおいて被保険者記録が確認できるものの、申立期間において、船員保険の被保険者であった記録は確認できない上、当該6人のうち回答が得られた二人は、「私がA船に乗ったのは1回だけだと思う。」と証言している。

加えて、被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、被保険者証記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月頃 から 36 年 12 月頃 まで

私は、A社に勤務していた妹の紹介で同社に入社し、昭和 35 年 7 月頃から 36 年 12 月頃まで同社で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が申立人を記憶していることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料が残っておらず、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、同社における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において雇用保険の記録が確認できた同僚は、雇用保険の資格取得日より7か月以上後に厚生年金保険の資格を取得している上、複数の同僚が入社日より後に厚生年金保険の資格を取得している旨証言しており、申立期間当時、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 12 日から 38 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 9 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで

私は、平成 20 年頃に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認し、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。その際に「書留」で送っていると説明を受けた。

しかし、脱退手当金支給決定日の昭和 43 年 5 月 7 日には、新婚旅行中で新居には誰もおらず、「書留」を受け取ることはできない上、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、年金事務所が保管している申立人に係る脱退手当金裁定請求書からは、昭和 43 年 1 月 30 日に当該脱退手当金裁定請求書が提出され、同年 1 月 31 日に受理されたことが確認できる。

また、当該脱退手当金裁定請求書によると、昭和 43 年 5 月 7 日に支給決定し、脱退手当金裁定請求書に記載されている申立人の実家である B 郡 C 町の住所に対して送金通知書が送付され、隔地払により支払を行ったことが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 23 日まで

私は、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 50 人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 12 月 23 日の前後 1 年以内に資格喪失した女性 14 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 2 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。